

広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称） に関する基本方針（案） (文化芸術と生涯学習のビジョン)

※ 変更箇所は、黄色マーカー表示しております。

2021年（令和3年）月
広陵町

目次

I	基本方針(ビジョン)策定の背景及び意義等について	1
1	基本方針(ビジョン)策定の背景と意義	1
2	文化芸術に関する法律及び国際規約等	2
II	広陵町を取り巻く現状	3
1	人口	3
2	公共施設	4
III	広陵町の文化芸術の現状	6
1	文化芸術関連施設	6
2	生涯学習活動、市民文化芸術活動及びその他の活動	7
3	文化財、自然・歴史資源	9
IV	広陵町の文化芸術振興の課題	10
(1)	一般課題(行政(町)と市民の共通課題)	10
(2)	行政(町)における課題	10
(3)	市民における課題	10
V	文化芸術政策の基本的な考え方	12
1	人権としての文化	12
2	アームズ・レングスの原則	12
3	アウトーチ活動	12
4	文化芸術の領域の拡張	13
5	文化協働	13
6	文化のサイクル	13
VI	生涯学習及び中央公民館の今後のあり方	14
1	これからの生涯学習のあり方(公民館の役割)	14
2	求められる公民館像	14
	～ 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点 ～	14
VII	基本理念及び基本方針～「広陵町文化芸術推進基本計画」策定に向けて～	16
1	3つの基本理念	16
2	12の基本方針	16
3	5つの原則	18
資料編	19
	(1)広陵町の文化芸術関連施設	20
	(2)広陵町の文化芸術活動	20
	(3)広陵町の文化財	22
	■文化芸術基本法	24
	■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	31

I 基本方針（ビジョン）策定の背景及び意義等について

1 基本方針（ビジョン）策定の背景と意義

広陵町の文化芸術活動の拠点として、昭和 48 年（1973 年）に広陵中央公民館が開館し、さまざまな文化芸術活動が行われてきました。しかし、建築から 50 年近くが経過し、施設の老朽化等の課題があり、以前から改修の検討を行ってきました。

また、他の公共施設においても同様に、建築後年数が経過していることから、施設の維持や管理についての現状の把握と課題を明らかにして、公共施設が抱えるさまざまな課題への対応と、総合的な公共施設マネジメント※1に関する基本計画として、平成 28 年（2016 年）に「広陵町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

そういった中で、平成 29 年（2017 年）8 月に公民館を拠点として活動する方を中心とした「中央公民館建替えを要望する会」から、町長に「広陵中央公民館の早期の建て替えに関する要望書」に要望署名一万筆を添えて提出され、同年 12 月 1 日に同会から議会に「広陵中央公民館の早期建て替えを求める請願書」が提出され、全会一致で採択されました。町としては、このことを重く受け止め、「概ね 5 年をめどに基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建替をめざす」（令和元年（2019 年）9 月議会における町長答弁）を基本として、令和元年（2019）12 月に条例に基づく会議体として、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しました。

検討委員会の役割は、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例（令和元年 12 月広陵町条例第 20 号）第 2 条に定められています。

- (1) 町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性並びに地方文化芸術推進基本計画に関すること。
- (2) 町が目指すべき公民館のあり方及び建替等に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が文化芸術の振興及び公民館のあり方に関し必要と認めること。

検討委員会はこれらについて議論し、ビジョンは今後作成される『広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称）』の骨格として取りまとめたものです。

広陵町では、現在中央公民館のあり方や建替が課題としてあがっている一方、文化芸術政策及び生涯学習の推進についての基本的な方向が定まっておらず、長期的な政策・施策事業が立てにくい状況にあります。一方、検討委員会での議論と時期を同じくして策定が進められている広陵町自治基本条例には「文化及び生涯学習のまちづくり」が盛り込まれており、政策の基底に文化芸術、生涯学習が据えられようとしています。

このような背景をふまえて、町民の文化芸術を享受する権利を実現するとともに、よりよい公民館像を明らかにするための方向性（ビジョン）を策定したものです。

現在策定中の、（仮称）広陵町自治基本条例では、文化芸術及び生涯学習の重要性に鑑み、次のように定めています。

※1 公共施設マネジメント 公共施設を自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み

■ (仮称) 広陵町自治基本条例

(文化のまちづくり)

第19条 町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。

3 文化芸術スポーツに関し必要な事項は、町長が定める。

(生涯学習のまちづくり)

第20条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

2 町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

2 文化芸術に関する法律及び国際規約等

(1) 文化芸術に関する法律（全文は資料編に掲載）

文化芸術振興基本法の前文では、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出することは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。（文化芸術基本法前文）」という認識のもと、平成29年（2017年）に「文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）」は、「文化芸術基本法」として改正されました。また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）」（2012年）、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（2018年）を制定し、属性に関わりなく全ての人が文化芸術を生きる権利があることを謳っています。

(2) 国際規約

世界人権宣言（昭和23年（1948年））では「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあるべき権利を有する。」

（第27条）とされ、また、国際人権規約（昭和41年（1966年））では、すべての者が「文化的な生活に参加する権利」（第15条）を認めるとしています。さらに、成人学習に関するハンブルグ宣言（平成9年（1997年））においては、生涯学習の目的を「目の前に直面している自分たちの運命や社会の課題に対して、人びとや地域社会が自ら対処できる力を高めることである。」としており、今求められている視点です。

II 広陵町を取り巻く現状

1 人口

(1) 総人口

広陵町の総人口は、令和2年（2020年）では35,064人で、40年後の令和42年（2060年）では30,860人となり、現在人口の約88.0%になると推計されています（平成27（2015）年度策定 広陵町人口ビジョンによる）。これは、同じ期間の全国の人口予測の約74.1%と比べても相当安定した人口変動といえます。

(2) 高齢化率

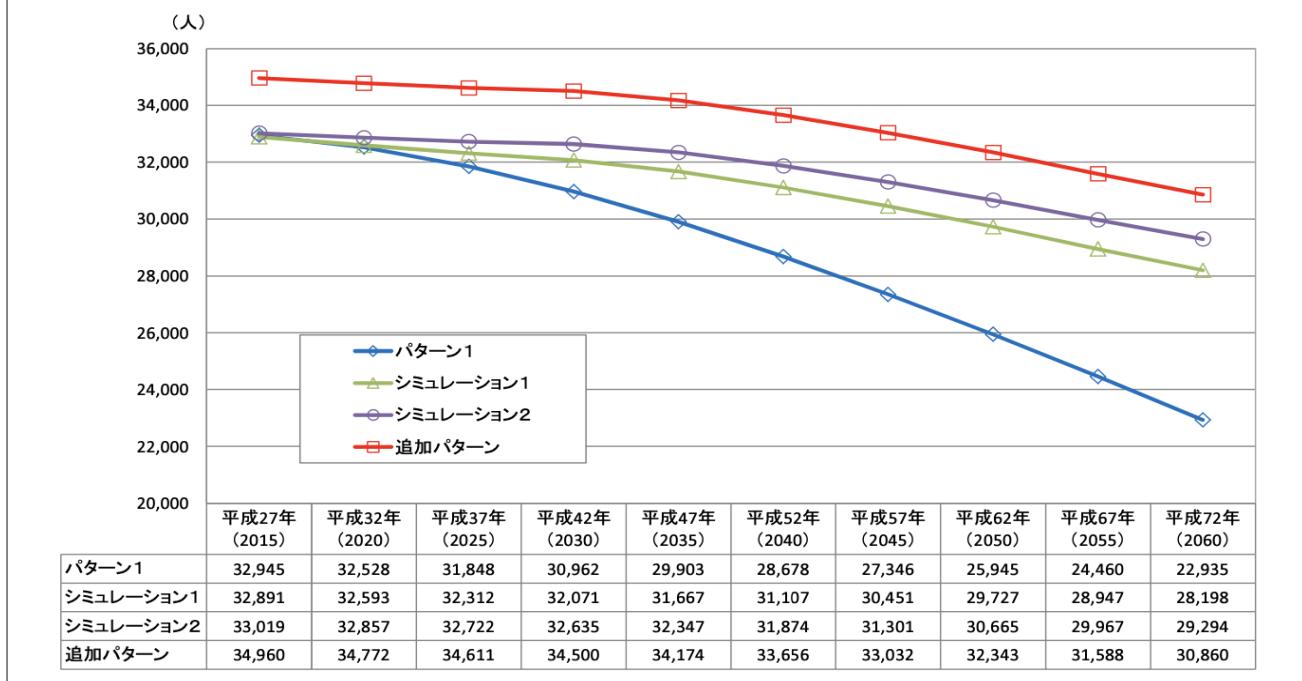
広陵町の高齢化率は、令和2年（2020年）の25.5%に対して令和42年（2060年）では29.6%となり、高齢化が進みますが、年少人口の割合もさほど低くはなく（同期間で16.0%→15.5%）、人口的には比較的安定した町といえます。

■広陵町の将来人口推計

推計の条件

パターン1	全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計 (社人研推計準拠)
シミュレーション1	・社人研の推計準拠による推計条件で、合計特殊出生率が平成42年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定した場合
シミュレーション2	・シミュレーション1の推計条件にかつ、移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定した場合
追加パターン	・シミュレーション2の推計条件に準拠しつつ、住民基本台帳人口（平成27年8月31日）ベースで算出した場合

自然増減・社会増減の影響度を見るための推計比較



* 広陵町人口ビジョン(平成27年度)から抜粋

2 公共施設

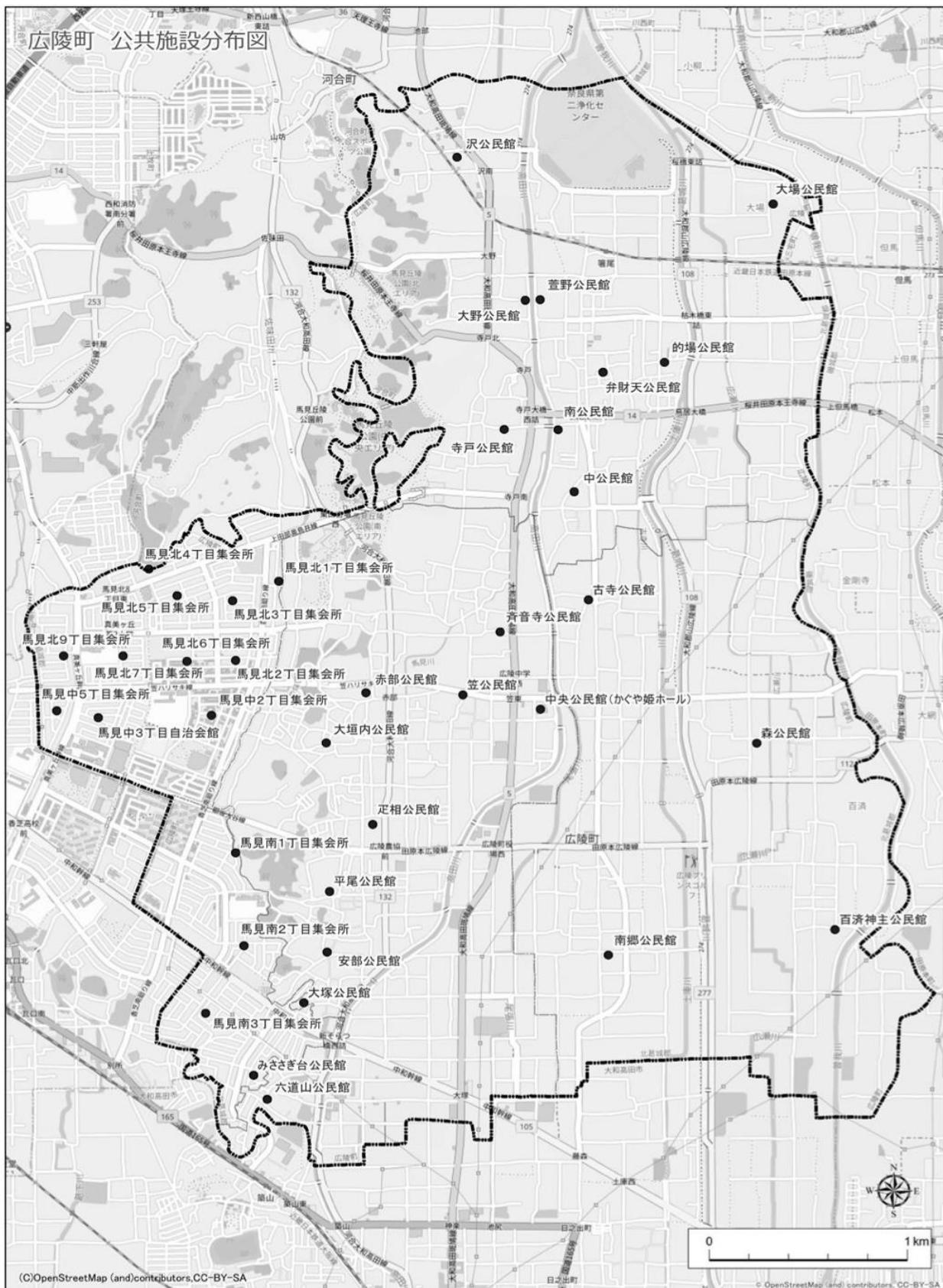
広陵町の現在の公共施設数は 96 施設（文化芸術活動・社会教育系施設は 41 施設）、延べ床面積は 118,064 m²（同 15,030 m²）あります。広陵町の人口増加に合わせ昭和 40 年代半ばから順次整備が進められてきましたが、昭和 40 年代から昭和 50 年代（1965 年～1984 年）にかけて数多く整備された施設の老朽化、人口減少や社会ニーズの変化により、当初の施設用途に対して現状がマッチングしないなどの課題が出てきています。これに対し、計画的な長寿命化、安全・効率的な維持管理、社会情勢や住民ニーズを踏まえた公共施設再配置（再編）の推進、管理運営の効率化によるコスト削減と民間活力の導入による施設運営の最適化が検討され、今後、複合化、集約化、民間活力の導入、利用者負担の見直し等が視野に入ってきています。

■広陵町公共施設再配置（再編）計画対象施設一覧

計画の対象施設				
施設分類	該当する施設	施設数	延床面積 (m ²)	%
町民文化系施設	広陵中央公民館、地区公民館(23)、地区集会所(14)	38	11,600.80	9.8
社会教育系施設	広陵町立図書館、広陵交通公園、文化財保存センター	3	3,429.00	2.9
スポーツ・レクリエーション施設	広陵中央体育館、ミニ体育館(4)、奈良県広陵健民運動場、広陵町パーゴルフ場	7	6,777.06	5.7
学校教育系施設	小学校(5)、中学校(2)、広陵町・香芝市共同中学校給食センター	8	46,852.80	39.7
子育て支援施設	保育園(3)、幼稚園(5)、認定こども園、学童保育所(7)	16	10,363.95	8.8
保健福祉施設	総合保健福祉会館（さわやかホール）、はしお元気村、広陵町ふるさと会館グリーンパレス	3	11,158.00	9.5
行政系施設	広陵町役場、消防施設（分団詰所）(4)、防災倉庫(3)	8	6,847.36	5.8
公営住宅	町営住宅(4)	4	5,085.00	4.3
供給処理施設	クリーンセンター広陵、広陵町エコセンター	2	12,413.00	10.5
公園施設	竹取公園、西谷公園、見立山公園	3	830.72	0.7
上下水道施設	真美ヶ丘配水場	1	2,016.25	1.7
その他施設	町営斎場(火葬棟、待合棟)、広陵東部地区農業研修センター	3	689.82	0.6

* 広陵町公共施設再配置(再編)計画(令和2年3月)から抜粋

■広陵町 町民文化系施設分布図



* 広陵町公共施設再配置(再編)計画(令和2年3月)から抜粋

III 広陵町の文化芸術の現状

広陵町は、奈良県の中西部に位置し、多くの古墳をはじめ豊かな歴史を持つとともに田園の緑に恵まれた町です。古くからの集落が散在するとともに、近年は西部丘陵地帯に住宅が開発されています。中央公民館を中心とした文化芸術活動も活発に展開されてきました。

1 文化芸術関連施設

(1) 中央公民館（かぐや姫ホール）

昭和 48 年（1973 年）に開館し、かぐや姫ホール、調理実習室、多目的室、工作室、会議室（大・小）、研修室、和室（大・小）で構成され、広陵町文化協会や公民館育成クラブに所属するサークルが活動を活発に行っているほか、多くの町民の生涯学習活動及び文化芸術活動の拠点となっています。

(2) 広陵町立図書館

平成 9 年（1997 年）に開館し、蔵書数約 23 万 9 千冊、年間貸出数約 42 万冊で、多くの町民に日常的に利用されています。視聴覚室、会議室では、図書に関連した講座、展示等が行われています。

(3) はしお元気村

平成 9 年（1997 年）に開館し、令和元年（2019 年）10 月から指定管理者による管理が行われており、多目的ホールや会議室・和室などを各種イベントや講習会の開催に加えて貸館業務を行っています。

(4) 総合保健福祉会館（さわやかホール）

平成 13 年（2001 年）に開館し、施設の 1 階に福祉・保健・介護保険事業関係の町の事務室のほか、相談室 2、ボランティア室、社会福祉協議会の事務室、高齢者（介護保険事業）・障がい児（発達支援センターを含む。）のデイサービス事業所（民間＝有償貸与）、レストラン（民間＝有償貸与）で構成しています。その他に保健センター機能、老人福祉センター機能、会議室で構成され、会議やイベント、文化芸術活動などでも、また、ボランティア活動の拠点として使われています。

(5) ふるさと会館（グリーンパレス）

平成 2 年（1990 年）に開館し、令和元年（2019 年）10 月から指定管理者による管理が行われており、1 階にコワーキングスペース、事務所、地場産品展示即売所、2 階に軽運動室、私立保育園、3 階に和室（3）、料理実習室、4 階に宿泊室（洋室 3 部屋、和室 3 部屋、団体宿泊室 1 室）、5 階に大ホールで構成され、会議やイベント、文化芸術活動を使われています。

(6) エコセンター

平成 22 年（2010 年）に開設し、ごみの減量化及び資源化を推進することにより、町民の環境への関心を高めるとともに、町民が自主的かつ主体的に行う環境学習や環境保全に関する実践活動を支援するために広陵町エコセンターを設置しています。

施設は、研修室・紙すき工房室・紙搅拌室・リサイクル展示コーナー等で構成し、紙すき体験などの事業を行っています。

(7) 地区公民館及び集会所

広陵町には 23 の地区公民館、公民館と同様の施設として 14 の集会所があり、各地区の文化の伝承、会合やイベント等各世代間に広く利用されています。

2 生涯学習活動、町民文化芸術活動及びその他の活動

(1) 中央公民館の主催事業

令和元年度（2019 年度）には下記事業が無料で開催されました。

（教室）：茶道教室、書道教室、手作りパン教室、童謡・唱歌教室等 13 教室

（講座等）：着付講座、季節の飾り物づくり等 7 講座

（講習会）：男の料理講習会等 2 講習会

（子ども対象事業）：子ども絵画教室、クリスマスコンサート、バードウォッチング、子ども将棋大会、親子マネー教室、手話教室等 30 事業

（その他）：女性学級 1、実年学級 1

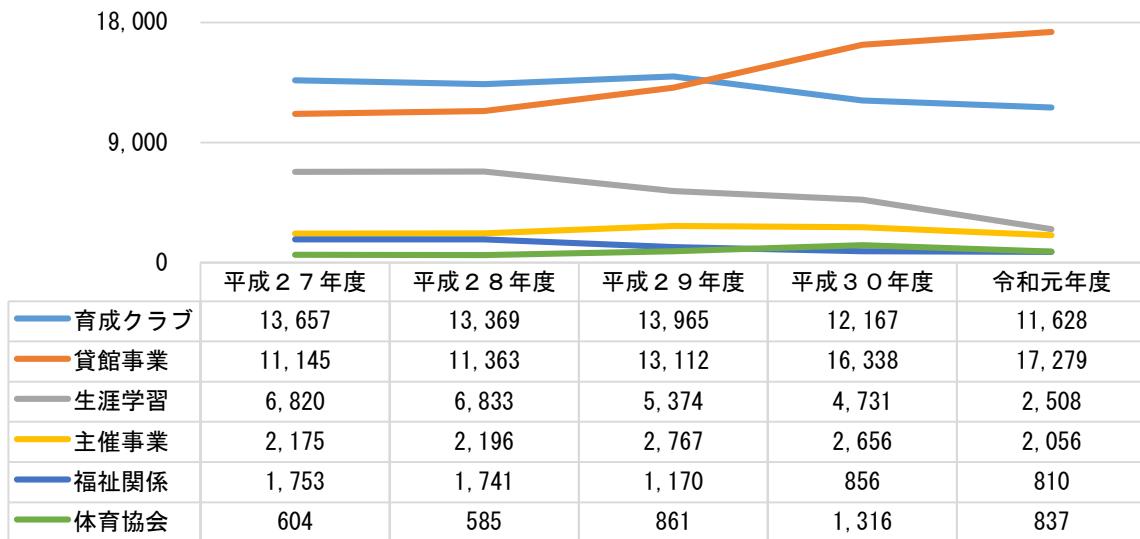
(2) 中央公民館及びかぐや姫ホールの利用状況

公民館主催事業・公民館育成クラブの実施のほか、公共的な利用の貸館事業を実施しており、令和元年度（2019 年度）の貸館利用は新型コロナウイルス感染症の影響がありますが、利用件数は 3,903 件、利用者（延人数）は 35,118 人と、前年度と比べても変化はほとんどありませんでした。かぐや姫ホールの利用についても横ばい傾向にあります。しかし、中央公民館の利用内訳を見ると、平成 27 年度と令和元年度を比較した場合、「貸館事業」が 55%、「スポーツ推進を図る体育協会（現、スポーツ協会）による室利用」が 39%増加している一方、育成クラブは微減、生涯学習（青少年健全育成、人権、社会教育団体利用等）は 63%減少しています。

■中央公民館及びかぐや姫ホール利用者推移



■中央公民館利用の内訳（事業・団体）推移



（3）中央公民館を核とした活動

公民館育成クラブがあり、多方面にわたる文化芸術活動を行っています。団体数は61団体、会員数は765人（令和2年度（2020年度））です。団体には、茶道、華道、日本舞踊、俳句、民謡、コーラス、カラオケ、陶芸、点字等があり、一部は福祉施設等への訪問活動を行っています。また、広陵町文化協会は、5部門があり（絵画部、写真部、書道部、盆栽部、俳画部）、会員数94人を擁しており、総合展を3年おきに開催しています。

（4）文化祭

文化創造意識を高め、文化芸術活動の振興のため、文化の日を中心開催（作品展示・公民館活動発表等）しています。出展者は402人、出品数は635点、活動発表は、
22～23の団体が日頃の成果を発表し、来場者は1,975人（令和元年度（2019年度））
で、これも前年度とほとんど変わりませんでした。内訳は、文化展覧会が58回、活動発表会が38回、近年、参加体験型教室・模擬店が5回実施されています。

（5）特徴的な参加型体験教室

平成27年度（2015年度）から事業開始を開始し、中央公民館と育成クラブが主催者となって、活動内容や教室・講座などを紹介したり、楽器や道具などに直接ふれたり、体験できる機会を提供する事業です。文化祭開催期間中に、尺八、日本舞踊、華道、茶道、着付、民謡、箏、詩吟、将棋、コーラス、フラダンス、陶芸などに直接参加し体験することができ、子どもから大人まで多くの方が参加されています。参加者は、令和2年（2019年）で643人です。

（6）アウトリーチ活動

公民館育成クラブのいくつかの団体が、社会福祉施設へ訪問したり、尺八と琴の団体が小学校での出前授業を行っています。

(7) 町内の文化芸術活動

中央公民館以外で行われているものも多数あります。たとえば、その他の公共施設や民間商業施設での作品展示（図書館展示ホール、役場町民ホール、エコール・マミ等）、地域での文化芸術教室（茶道、華道、絵画、音楽等）、また和太鼓の活動（舞太鼓あすか組、広陵金明太鼓）、落語（広陵寄席、アマチュア落語広福亭）等多くの活動が行われています。図書館では、朗読ボランティア活動、お話しの会ボランティア活動等が行われています。

(8) 町内の中学校

文化系部活動が盛んで、吹奏楽部、コーラス部、美術部などが活動しています。大和広陵高校や畿央大学でも、文化系サークルの活動が数多くあり、内容も文化芸術だけでなく、社会課題7に目を向け課題を解決しようとするものなど、多岐にわたります。

(9) その他の活動

広陵町では広陵町文化財ガイドの会によるガイド活動が行われたり、広陵古文化会が発足50周年記念誌『ふる里の文化財をたずねて』の出版等を行い、現地探訪の指針となっています。

3 文化財、自然・歴史資源

(1) 国指定の重要文化財、特別史跡及び登録文化財

国指定の重要文化財に指定された百濟寺三重塔（鎌倉時代後期）や与樂寺木造十一面観音立像（奈良時代）、特別史跡の巣山古墳（古墳時代中期）、史跡に指定された乙女山古墳（古墳時代中期）、牧野古墳（古墳時代後期）、登録文化財の松本家住宅（昭和初期）があります。

(2) 県指定文化財及び史跡

県指定文化財は、教行寺本堂、対面所・書院（江戸時代中期）、大福寺の板絵著色両界曼荼羅図（室町時代）、木造十一面観音立像（室町時代）、南郷の山王神社境内に石造浮彫伝弥勒菩薩座像（平安時代）、正樂寺には木造十一面観音立像（平安時代）、与樂寺の木造弘法大師座像（南北朝時代）があります。また、県指定史跡の三吉石塚古墳（古墳時代中期）があります。

(3) 町指定文化財

百濟寺の本堂（江戸時代中期）、長泉寺の木造毘沙門天像（平安時代）、与樂寺の黒漆塗春日厨子（室町時代）、八坂神社のケヤキの巨樹、大垣内の立山祭、広瀬天神社の綱打ちがあります。

(4) その他

未指定ですが、竹取物語の舞台と推定されている讃岐神社や櫛玉比女神社の戸閉祭、八皇子神社の名替え、南郷環濠集落などがあります。

IV 広陵町の文化芸術振興の課題

文化芸術活動は、町民が主体となって行うものであり、広陵町においても町民の自主性・自発性のもとさまざまな活動が展開されてきました。これら町民の文化芸術活動の多くが公民館等の文化施設で行われており、中央公民館をはじめとする公共文化施設の果たす役割は今後とも大きいといえます。町民の活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、生涯学習の理念に基づく公民館講座をはじめとする学習機会の提供や、ネットワークづくりに取組む必要がありますが、これまでの広陵町（行政）はこの視点がやや弱かったと言わざるを得ません。また、再整備（建替、複合、多機能化等をいいます。以下同じ。）する中央公民館については、自然・歴史資源の保全、伝承と活用、情報共有・発信、啓発の観点から、歴史資源を常時展示し、周知活用できるような歴史資料館との複合化及び公共施設等総合管理計画の考えに基づき、0歳児から高齢者までの各世代、性別に関わりなく、誰もが使いやすい多機能を有する施設のあり方の視点を持った検討が必要となります。

今回のビジョン及び今後作成される広陵町の文化芸術推進基本計画(仮称)は、こうした広陵町の文化芸術の現状をふまえ、文化芸術振興の基礎を固めようとするものです。そのため、以下のとおり広陵町の生涯学習と文化芸術の課題を整理し、これからの取組みの基本的な考え方や方針づくりにつなげました。

（1）一般課題（行政（町）と町民の共通課題）

- 文化芸術基本法等をはじめとした文化芸術政策全般に関する知識・情報不足
- 町の政策・施策に関する情報・周知・広報不足
- アーティスト、コーディネーター等の専門家の参画を図る必要がある。

（2）行政（町）における課題

- 文化芸術のあり方に関する政策・方針の欠如
- 生涯学習、公民館等の文化施設のあり方（運営）に関する方針の欠如
- 公民館活動において、公民館の本来の意義について再認識し、町民に対しても広く周知する必要がある。また、同時に政策・施策・事業のあり方を再考する必要がある。
- 町の文化関連施策の把握・連携が不十分（各課でバラバラに行われている。）
- 町の文化芸術施策、公民館事業に関する情報発信が弱い。
- 歴史資源、自然環境が十分活用できていない。
- まちづくりに文化芸術の視点が希薄である。
- 町民（活動団体・サークル）の、文化芸術（活動）へのニーズ把握ができていない。

（3）町民における課題

- 町（行政）から示された公民館の本来の意義について共有し、より有効な公民館活動を行う必要がある。
- 公民館活動の多くが、欲求充足型、個人的自己実現に向けたものとなっている。
- 文化芸術活動への参加者の固定化に伴う高齢化と新規参加者（担い手）の不足
- 活動団体間・世代間での情報交流や連携活動の少なさ（団体相互の連携不足）
- 団体の活動に関する情報等の発信力が弱い。

- 公民館活動及び育成クラブの取組みを、普段公民館等利用できにくい人（≒支え手・納税者）、利用できにくい人への還元を行う必要がある（アウトリーチ等）。
- 地域の連帯感を醸成し、学校などの関係機関、団体、サークル等と連携し、地域に根ざした公民館活動の展開が求められる。

V 文化芸術政策の基本的な考え方

文化芸術をめぐる公共政策には、活動の歴史や社会との関りの中から生まれ、社会的に承認されてきた理念、原則、方法、留意点等があります。これらは、文化芸術の自主性・自律性を支えるもので、このことにより文化芸術はより広く、深く、多彩になっていきます。

広陵町においても、これら基本的な考え方のもと、文化芸術の振興を図る必要があります。

1 人権としての文化

文化の基礎は「人権としての文化権」にあり、文化芸術を享受することは全ての人の権利です。文化芸術基本法(平成29年(2017年)改正)では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」(第2条第3項)とされています。

人権とは、人間は誰でも尊厳をもって扱われ、それぞれの属性にかかわらず、人としての権利は平等に保証されることです。このための条件が不足する場合は、社会が支えるということを意味します。したがって、人々の持つ固有の文化(たとえば地域独自の文化、マイノリティの文化など)を相互に尊重し、敬意を払うべきことは言うまでもありません。

これらの文化権を実現していくためには、人々の学習(練習)する権利、創造し表現する権利、交流しコミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利等が確立されなければなりませんし、これらを実現できる環境を社会が整える必要があります。これは、社会(行政等)が文化芸術を支援し振興を図る根拠となります。

2 アームズ・レンゲスの原則

アームズ・レンゲスの原則とは、文化や芸術に関して、政府(自治体を含む。)は「支援はするが口出しはしない」という国際的に確立された原則です。これは、政府と文化芸術団体・アーティストの間に一定の距離(アームズ・レンゲス)を保ち、文化芸術活動への恣意的かつ政治的な圧力を排除しようという考えです。この原則により、自由な発想で創造を行うことができるため、多彩かつ質の高い成果を得られることが期待されます。創造活動の内容については、社会からのみ評価されます。

3 アウトリーチ活動

人々の中には、さまざまな条件により(たとえば、高齢である、障がいを持っている、介護等に携わっている、子育て中である、貧困である、充分な学習を受けることができなかった、劇場・美術館等から遠い、子どもである等)文化芸術にふれることができない人が大勢おられます。そのため、たとえば福祉施設、病院、学校、幼稚園、保育園、こども園、公共施設、地域など文化芸術を必要とする人のいる場所に出かけて行き、文化芸術を届ける活動をアウトリーチといいます。

アウトリーチ活動は、SDGs の基本理念である「誰も取り残さない」にかない、社会包摂（ソーシャルインクルージョン）を図るという面とともに、それらの人々から多くの事を学べ、文化芸術活動をステップアップすることができるという面があります。

アウトリーチ活動とは逆に、そのような人々を劇場・ホール、美術館・博物館等に招き（移動手段の確保、廉価な料金等に配慮し）文化芸術にふれてもらったり、創造に参加・参画してもらうことをインリーチ活動といいます。

4 文化芸術の領域の拡張

文化芸術基本法には、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては…（中略）…観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう…」（第2条第10項）とあり、また、「…芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して…」（第32条第2項）とあります。これらの条文は、文化芸術の対象・活動領域が広がり、多様な分野及び福祉や医療等の現場で大きな役割を果たすことが期待されていることを意味します。

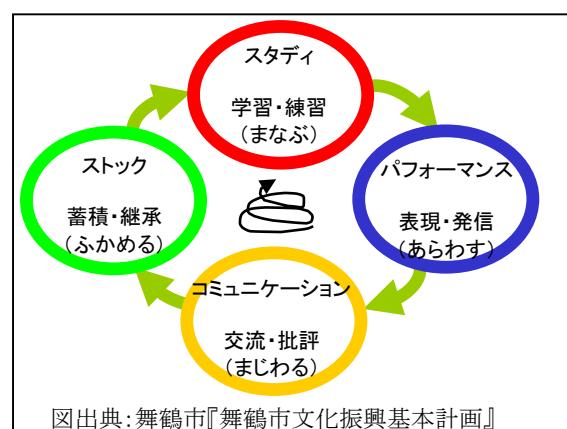
文化芸術活動は、それぞれの領域や分野を超えた活動が求められており、自ら開き、広がり、変わっていく必要があります。

5 文化協働

多様な主体（町民、団体・事業者、行政など）が協力・連携しながら適切な役割分担のもと社会的課題に取り組み、より大きな成果（解決）を生み出すという「協働」が求められています。広陵町における文化芸術振興（文化のまちづくり）においても、その主体である町民、文化芸術団体やアーティスト、事業者、行政等が協働関係をつくることによって、それぞれの持つ力を有効に活用し、より良い成果を上げることができると考えられます。

6 文化的サイクル

文化活動には、「学習・練習」、「表現・発信」、「交流・批評」、「蓄積・継承」の4つのステージ（段階）があり、それぞれステージが循環しながら継続的に向上していきますので、それぞれのステージにあった文化政策が必要です。たとえば、「学習・練習」段階では練習の場の提供によりステップアップを支え、その成果を「表現・発表」するステージに繋げます。また、「表現・発表」段階では、相互に「交流・批評（評価）」し合う場やメディアを用意することにより成果を「蓄積・継承」するステップへと誘導する施策が考えられます。このように、常に次のステージへ飛躍するための仕組みをつくる必要があります。（中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』（平成13年（2001年））勁草書房を参考にしました。）



図出典:舞鶴市『舞鶴市文化振興基本計画』

VI 生涯学習及び中央公民館の今後のあり方

中央公民館は、自分らしく生きるために学ぶ場（自己実現や趣味・教養の場）として発展してきましたが、社会とのつながり（地域や多世代との連携）が弱い側面があります。しかし、中央公民館は「公共を担う市民を育成する」ためのもの（民主主義の学校）であり、自発的に学ぶという営みを、社会のあり方を考え豊かな生活文化をつくることにつなぐ視点が必要です。また、学びの成果を社会化し、社会的課題の解決を視野に入れた生涯学習という視点が求められています。

1 これから生涯学習のあり方（公民館の役割）

（1）個人的学習だけではなく、集団的自律的学習の機会と場を保障する。

自発的に学ぶことによって「自己実現」することが原点ですが、社会化する視点や機会がないまま終わることも多いのが現状です。他者との関係のなかで自己形成するという視点、また、自らの思考や学習による主体形成の視点が重要です。

（2）誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに貢献する。

生涯学習の推進によって、一緒に行動することを可能とするネットワーク・規範・信頼感を醸成するとともに、違いを認め合える、誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに取り組みます。

（3）ネットワークを広げ、「社会包摂」を進める（公民館を利用しない（できない）住民にも開かれている公民館をつくる。）。

より広く多様な人々が生涯学習のテーブルに着くことができるよう、世代・性別・職業・階層等自分と違う立場にある人々を「つなぐ」（ネットワークを広げる）ことが求められています。

（4）公民館は地域共生社会のプラットホーム（上記（1）、（2）、（3））

学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関、福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、地域共生社会づくりに取り組むことが大切です。

2 求められる公民館像

～学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点～

（1）誰もが生涯学習に参加できる館づくり（自発的に学ぶ人の輪を広げる）

- ・生活文化の情報受発信拠点及び交流拠点
- ・まちのさまざまな文化活動や地域活動の情報が集まり、誰もがアクセスできること
- ・自主活動情報が発信できること
- ・気軽に訪れ、団らんや交流ができること
- ・利用者が自主的・主体的に事業や運営に参画・協働できること

（2）まちづくり、地域コミュニティの活性化に役立つ

- ・暮らしに役立つ公民館活動の推進

- ・互いに学び合い交流できる。
- ・安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。

(3) 学ぶだけで終わらず、つながりを広げていく（学習の成果が社会に「役立つ」回路を拓く）。

- ・グループ活動の成果を、活動に参加しない（できない）人たちに役立てる・還元する。
- ・自分たちが関心のある要求課題への対応だけでなく、社会にとって必要な課題に取り組む。

(4) みんなで生涯学習を推進する

- ・生涯学習の推進によって、「社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）」に寄与する。
- ・公民館はみんなの「学習権」をみんなで保障し合うための連携拠点、参画・協働の場
- ・生涯学習の主体・当事者である「町民」は、生涯学習の推進という公共課題に参画する権利と役割がある。
- ・行政は、全ての人の「学習権」を保障し、文化資本や社会資本の形成につなげる役割がある。

VII 基本理念及び基本方針

～「広陵町文化芸術推進基本計画」策定に向けて～

IからVIまでを総合し、3つの基本理念を掲げ、12の基本方針を定めます。基本理念及び基本方針を推進するに当たり、5つの原則のもと、町民の参画と協働によって推進することが重要です。

1 3つの基本理念

- (1) 全ての人の「文化的に生きる権利」を保障し、町民主体の文化芸術振興を推進する。
- (2) 誰もが参加でき、連携・協働することで、心豊かで活力あふれる広陵町づくりに寄与する。
- (3) 文化芸術活動の主体は町民であり、自主性・自立性・自律性をもって主体的に活動を行う。

2 12の基本方針

(1) 誰もが文化芸術にふれ合える機会の創出

- ・多様な参加形態を整える(鑑賞、発表、文化支援等)。
- ・さまざまな機会を通して、文化芸術活動にふれるきっかけをつくる。
- ・高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代、非婚、単身世帯等へのアプローチ
- ・観光・産業、福祉、医療、教育各分野との連携
- ・文化創造への関わりによる展開（作品づくり→人づくり→まちづくり）。
- ・文化でつながるコミュニケーション、ネットワークづくり。
- ・公民館に来ない人・来れない人、生涯学習・文化芸術に参加しにくい人への多様な働きかけを行う（情報提供、アウトリーチ活動、生活課題対応型講座の開設）。

(2) 子どもたち及び若者が文化芸術にふれる機会の拡充

- ・文化芸術の鑑賞や体験、アーティスト等との交流
- ・学校教育との連携（アウトリーチ活動、情報交流、地域による学校支援）
- ・0歳から15歳までの子どもが文化芸術にふれる機会の創出（ミーツアート事業）

(3) 文化芸術活動、生涯学習活動を高めていく

- ・常に活動を振り返り、広がり、深まり、つながることを志向する。
- ・新しい活動が生まれることを歓迎し、育成・支援する。

(4) 担い手を発掘し、後継者を育てる

- ・担い手が減りつつある伝統文化や各分野の継承者育成
- ・文化活動の担い手を世代継承していく。
- ・文化芸術・生涯学習のプロデューサー・コーディネーターが活動できる環境・場づくり。

(5) 町民の自主的・主体的な文化活動を支援する仕組み、協働の仕組みの確立

- ・公民館等における自主的・主体的な活動の促進
- ・町民、文化活動団体、行政との協働の促進
- ・公民館活動（館の自主活動、町民の主体的活動）の活性化
- ・広陵町の文化芸術推進基本計画の策定
- ・民間の文化芸術活動が生まれることを奨励するとともに、連携・支援する。

(6) 文化芸術活動の環境・場の整備（施設等の有効活用）

- ・公民館等町民の文化芸術活動の場の整備
- ・多様な場・施設の有効活用（複合利用、多面的利用）
- ・高齢者や子ども、障がい者、働く世代、子育て世代、介護世代、非婚、単身世帯等、文化芸術を必要とする人をつなぐ場づくり。

(7) 新たな公民館像

- ・ソフト面からハード面に至る新たな公民館像を策定する（公民館を使った生涯学習活動の理念の実現、たまり場・プラットホームとしての公民館、町民の文化芸術活動の拠点としての公民館等）。
- ・広陵町文化芸術基本計画と中央公民館再整備についての基本方針に基づいた中央公民館の再整備
- ・生涯学習、文化芸術活動の幅を広げるための、福祉・教育・防災等との連携・協働を通した複合施設の可能性の検討
- ・施設整備に当たっては、多くの町民が集え利用できる場、将来にわたる使い方、ライフサイクルコスト（建設費用だけではなく、使用中の補修、改修などの維持管理費用や建物を使い終えて取り壊すまでの総費用）等に配慮する。
- ・地区公民館や地区集会所の新たな位置づけ及び活用法を地域住民と共に考えていく。
- ・0歳児からお年寄りまで各世代、性別に関わりなく、みんなが使いやすい多機能を有する施設のあり方の視点を持つ。

(8) 歴史資源・文化財の活用

- ・歴史資源の重要性を認識し、保全に努め、継承と活用、情報共有・発信、啓発を推進する。
- ・歴史資源、古墳群等の保全と活用（観光、まちづくりとの連携）
- ・歴史資源を周知活用するとともに、常時展示できる場を新たな公民館に設ける。

(9) 観光・産業、福祉、医療、教育等との連携

- ・福祉や医療、教育等の現場で文化芸術活動を通して生活の質の向上（課題解決）に取り組む。
- ・歴史資源、古墳群等の保全と活用（観光、まちづくりとの連携） [再掲]
- ・まちづくりに文化を活かす（町並み、まちづくり活動、文化産業、産業文化、観光）。

(10) 広陵町らしさの発信（自然、歴史、文化、産業、活動）

- ・広陵町らしい自然、歴史、文化、産業、文化芸術活動、ボランティア活動、まちづくり活動等について町民で話し合い、広陵町のアイデンティティを形成する。
- ・新たな地域ブランドの編集（ストーリー化）、確立、宣伝
- ・まちづくり資源として文化芸術活動をアピールする。
- ・広陵町らしさを、適切なメディアを通じて発信する。

(11) 文化が育つしきみ（文化政策・文化行政）

- ・生涯学習、文化芸術活動への多様な支援策を検討する（情報、人材、財政、制度等）。
- ・民間で自主的に行われている文化芸術的活動を支援し、連携・協働する。
- ・公民館等で、人材を育てる仕組みを検討する。
- ・地域で生涯学習・文化芸術プロデューサーを育てる。
- ・（仮称）広陵町自治基本条例、広陵町の文化芸術推進基本計画策定等制度の確立

(12) 文化芸術による社会的課題解決への取り組みの推進

- ・広陵町の社会的課題に対して、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感力、想像力＝想像力等の社会包摂機能を活かし、解決に取り組む。
- ・生涯学習において、要求課題だけでなく社会的な必要課題にも積極的に取り組み、課題解決力を高める。

3 5つの原則

- (1) 町民は、自主的・主体的に活動し、住民間・世代間のつながりの輪を広げる。
- (2) 町は、町民の文化活動・生涯学習活動を支援し、連携・協働により機会・環境・場の整備に努める。
- (3) 今後、再整備する中央公民館は、施設面（ハード面）では複合化及び多機能化の視点を持たせ、機能面（ソフト面）については、各種施設との連携・ネットワークのもと、文化芸術推進基本計画（仮称）策定過程において議論する。
- (4) 町民は、町の運営主体として財政を含め公共経営の視点を持つ。
- (5) 広陵町の文化芸術推進基本計画は、数値指標を導入し推進状況を評価する。

資料編

■広陵町の文化芸術の現状

広陵町は、奈良県の中西部に位置し、多くの古墳、寺社仏閣や文化財をはじめ豊かな歴史を持つとともに田園の緑に恵まれた町です。古くからの集落が散在するとともに近年は西部丘陵地帯に住宅が開発されています。中央公民館を中心として、文化芸術活動も活発です。

(1) 広陵町の文化芸術関連施設

名称	施設の概要	使用料	所在地
中央公民館(かぐや姫ホール)	2,066 m ² 、昭和 48 年(1973 年) かぐや姫ホール(408 席)、多目的室、工作室、大会議室、小会議室、研修室、和室	有料(減免あり)	大字笠
地区公民館(六道山、大塚、安部、平尾、疋相、大垣内、赤部、斎音寺、笠、南郷、百済森、百済神主、古寺沢、大野、萱野、南、弁財天、的場、大場、中、寺戸、みささぎ台)	81~675 m ² 、昭和 48 年(1973 年)~平成 20 年(2008 年)		
総合保健福祉会館(さわやかホール)	6,478 m ² 、平成 13 年(2001 年) 大広間(和室)、大会議室、中会議室(小会議室、共用娯楽室、視聴覚室、レストラン	有料	大字笠
グリーンパレス	2,792 m ² 、平成 2 年(1990 年)(令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理) コワーキングスペース、事務所、地場産品展示即売所、軽運動室、私立保育園、和室、料理実習室、宿泊室、大ホール	有料	大字笠
図書館	2,905 m ² 、平成 9 年(1997 年) 蔵書数 239,000 冊 視聴覚室、会議室	無料	大字三吉
はしお元気村	1,888 m ² 、平成 9 年(1997 年)(令和元年(2019 年)10 月から指定管理者による管理) 会議室、音楽室、多目的ホール(固定席なし)、健康増進室	有料	大字弁財天

注 面積は延べ床面積、年表記は建設年

注 かぐや姫ホール、グリーンパレス大ホール及びはしお元気村のホールについては、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)に基づくものではありません。

(2) 広陵町の文化芸術活動

①日本文化(活動割合:20%)

部門	団体数	活動割合(分類内)
茶道	1	1. 6%
華道	1	1. 6%
日本舞踊	4	6. 5%
着物着付	1	1. 6%
将棋	1	1. 6%
囲碁	1	1. 6%
盆栽	1	1. 6%
吟剣詩舞	2	3. 2%

②文芸・美術・アート(活動割合:28%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
書 道	1	1. 6%
俳 句	5	8. 1%
俳 画	3	4. 9%
詩 吟	2	3. 2%
短 歌	1	1. 6%
絵 画	3	4. 9%
写 真	1	1. 6%

③音楽・楽器(活動割合:30%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
尺 八	1	1. 6%
箏	3	4. 9%
大正琴	1	3. 2%
民 謡	1	1. 6%
コーラス	3	4. 9%
ピアノ	3	4. 9%
ギター	1	1. 6%
カラオケ	2	3. 2%
ウクレレ	1	1. 6%

④創作・ものづくり(活動割合:11%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
パッチワーク	1	1. 6%
和装手芸	1	1. 6%
陶 芸	2	3. 2%
組 紐	1	1. 6%
ガラス工芸	1	1. 6%
木工芸	1	1. 6%

⑤運動・教養(活動割合:8%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
フラダンス	2	3. 2%
ヨーガ・健康ヨガ	2	3. 2%
英会話	1	1. 6%

⑥子ども向け教室(活動割合:3%)

部 門	団体数	活動割合(分類内)
尺 八	1	1. 6%
茶華道	1	1. 6%

注 活動内容は中央公民館育成クラブの令和2年度実績

(3) 広陵町の文化財

①国指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
重要文化財 (建造物)	百濟寺三重塔 (鎌倉時代後期)	一基	大字百濟 百濟寺	明治 39 年 (1906 年)
重要文化財 (彫刻)	木造十一面觀音立像 附 木造十一面觀音立像 (鞘仏) 附 鞘仏内納入品 (奈良時代)	一躯 一躯 一括	大字広瀬 与楽寺	平成 17 年 (2005 年)
特別史跡	巣山古墳 (古墳時代中期)	一基	大字三吉	昭和 27 年 (1952 年) 平成元年 (1989 年)
史跡	乙女山古墳 (古墳時代中期)	一基	大字寺戸 河合町大字佐味田	昭和 31 年 (1956 年)
史跡	牧野古墳 (古墳時代後期)	一基	馬見北 8 丁目	昭和 32 年 (1957 年)

②県指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
有形文化財 (建造物)	教行寺 (本堂 江戸末期) 附 獅子口 二個 附 文久境内指図 一点	二棟	大字萱野 教行寺	平成 19 年 (2007 年)
有形文化財 (絵画)	板絵著色両界曼荼羅図 (室町時代)	二面	大字的場 大福寺	昭和 61 年 (1986 年)
有形文化財 (彫刻)	木造十一面觀音立像、竜王 像及び雨宝童子像 (室町時代)	三躯	大字的場 大福寺	昭和 42 年 (1967 年)
有形文化財 (彫刻)	石造浮彫伝弥勒菩薩座像 (平安時代)	一躯	大字南郷 弥勒講	昭和 54 年 (1979 年)
有形文化財 (彫刻)	木造十一面觀音立像 (平安時代)	一躯	大字古寺 正樂寺	平成 6 年 (1994 年)
有形文化財 (彫刻)	木造弘法大師座像 (南北朝時代)	一躯	大字広瀬 与楽寺	平成 7 年 (1995 年)
史跡	三吉石塚古墳 (古墳時代中期)	一基	大字三吉	平成 4 年 (1992 年)

③町指定文化財

種別	名称等	数量	所在地	指定年
有形文化財 (建造物)	百済寺本堂 (江戸時代中期)	一棟	大字百済 百済寺	平成10年 (1998年)
有形文化財 (彫刻)	木造毘沙門天像 附 像内納入印仏 (平安時代)	一躯 一括	大字南 長泉寺	平成10年 (1998年)
有形文化財 (工芸品)	黒漆塗春日厨子 (室町時代)	一基	大字広瀬 与楽寺	平成10年 (1998年)
史跡	安部山古墳群 (古墳時代後期)	四基	馬見南2丁目	平成8年 (1996年)
天然記念物	八坂神社 ケヤキの巨樹	一本	大字古寺 八坂神社	平成8年 (1996年)
民俗文化財	大垣内の立山祭		大字三吉	平成8年 (1996年)
民俗文化財	天神社の綱打ち		大字広瀬 天神社	平成10年 (1998年)

④その他

名称	概略	所在地
讃岐神社	式内社。竹取物語の伝承地	大字三吉
小北稻荷神社	7世紀頃舒明天皇時代の創建と伝えられる。	大字中
櫛玉比女命神社	式内社。戸閉祭	大字弁財天
稻荷神社	ムクノキの巨樹	大字南郷
八皇子神社	名替え	大字広瀬
祐福寺	誕生釈迦仏立像	大字疋相
念願寺	誕生釈迦仏立像	大字沢
箸尾城跡	室町時代、箸尾氏の居城	大字弁財天
竹取公園の古代住居	復元された古墳時代の住居	大字三吉
南郷環濠集落	整備された環濠	大字南郷
三吉2号古墳	帆立貝形古墳	大字三吉
タダヲシ古墳	前方後円墳	大字三吉
佐味田狐塚古墳	帆立貝形古墳	大字三吉
石ヶ谷古墳	横穴式石室	馬見北
三吉一番地古墳	横穴式石室	大字三吉
新木山古墳	大型前方後円墳(陵墓参考地)	大字三吉
新山古墳	大型前方後円墳(陵墓参考地)	大字大塚
モエサシ古墳群	1・2号墳:円墳 3号墳:前方後円墳	みささぎ台
エガミ田古墳群	6基の古墳	みささぎ台
池上古墳	帆立貝形古墳	大字大野
文代山古墳	大型方墳	大字寺戸

■文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

文化芸術基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の关心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るために、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るために、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一條 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにはかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

■劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成二十四年法律第四十九号

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 基本的施策(第十条—第十六条)

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる 絆^{きずな} を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。)をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十二条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十三条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十四条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十五条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聞くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年六月二三日法律第七三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年法律第四十七号

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条—第十九条)
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに入人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一條 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他

の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。